

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 27 日 (金) 第 92 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 林業種苗法に基づく指定採取源の指定の解除 (森林経営課取扱い) 1
- 保安林の指定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 2
- 養殖共済に係る一定の水域の設定 (水産振興課取扱い) 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の変更 (3件) (農地整備課取扱い) 4
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 5
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 5
- 都市計画道路事業の認可 (都市計画課取扱い) 5
- 令和2年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2件)
  - (鹿児島地域振興局取扱い) 6
  - (始良・伊佐地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 7

### 人 事 委 員 会 公 告

- 鹿児島県職員採用試験公告 (総務課取扱い) 7

### 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 10

### 内水面漁場管理委員会指示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (内水面漁場管理委員会取扱い) 13

### 内水面漁場管理委員会告示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示に基づく水域の指定 (内水面漁場管理委員会取扱い) 13

## 告 示

### 鹿児島県告示第319号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第9条第1項の規定により、次のとおり指定採取源の指定を解除する。

令和2年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び面積	所有者等の名称及び住所
47-5	昭和48年 3月28日	育種母樹林	すぎ	日置市吹上町中之里字樺山3108番1外12筆	3,131本 1.13ヘクタール	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10番1号

47-13	昭和48年 3月28日	育種母樹 林	ひのき	始良郡湧水町木 場字岩脇1919番 2外13筆	3,996本 3.46ヘクタ ール	鹿児島県 鹿児島市鴨池 新町10番1号
47-22	昭和48年 3月28日	育種母樹 林	ひのき	鹿屋市串良町細 山田字牧山迫 3613番1	1,378本 1.13ヘクタ ール	鹿児島県 鹿児島市鴨池 新町10番1号

**鹿児島県告示第320号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
大島郡宇検村大字芦検字日置2178番1, 2196番, 2196番乙
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第321号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
大島郡知名町大字屋者字高アタ子697番1
- 2 指定の目的  
潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第322号**

南さつま市加世田小湊8271番地2 阿久根金也及び南さつま市加世田小湊8221番地 阿久根英作からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第

5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市加世田・金峰区域（南さつま市のうち笠沙町片浦、笠沙町赤生木、大浦町、坊津町坊、坊津町泊、坊津町久志及び坊津町秋目を除く地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第323号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第 1 項の規定により、同法第114条に規定する養殖業の養殖共済に係る一定の水域（以下「加入区」という。）を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和 2 年 3 月 27 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成30年 9 月 1 日鹿児島県告示第863号（養殖共済に係る一定の水域の設定）別冊の 33の表瀬戸内町花天第 2 加入区の項、瀬戸内町花天第 3 加入区の項、瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第 1 加入区及び瀬戸内町篠川コバキン加入区の項、34の表瀬戸内町花天第 2 加入区の項、瀬戸内町花天第 3 加入区の項、瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第 1 加入区及び瀬戸内町篠川コバキン加入区の項、35の表瀬戸内町花天第 2 加入区の項、瀬戸内町花天第 3 加入区の項、瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第 1 加入区及び瀬戸内町篠川コバキン加入区の項並びに36の表瀬戸内町花天第 2 加入区の項、瀬戸内町花天第 3 加入区の項、瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第 1 加入区及び瀬戸内町篠川コバキン加入区の項を削る。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 小割り式 2 年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町花天第 2 加入区	大特区魚第35号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第 3 加入区	大特区魚第36号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第 1 ・ 篠川コバキン加入区	大特区魚第17号、第20号及び第21号漁業権の漁場の区域

2 小割り式 3 年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町花天第 2 加入区	大特区魚第35号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第 3 加入区	大特区魚第36号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第 1 ・ 篠川コバキン加入区	大特区魚第17号、第20号及び第21号漁業権の漁場の区域

3 小割り式 4 年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町花天第 2 加入区	大特区魚第35号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第 3 加入区	大特区魚第36号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第 1 ・ 篠川コバキン加入区	大特区魚第17号、第20号及び第21号漁業権の漁場の区域

4 小割り式 5 年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町花天第 2 加入区	大特区魚第35号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第 3 加入区	大特区魚第36号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第 1 ・ 篠川コバキン加入区	大特区魚第17号、第20号及び第21号漁業権の漁場の区域

**鹿児島県告示第324号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年3月11日付で鹿児島市郡山土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第325号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）山口地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和2年3月30日から同年4月24日まで
- 3 縦覧場所  
枕崎市役所農政課

**鹿児島県告示第326号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）（区画整理）第二伊美地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和2年3月30日から同年4月24日まで
- 3 縦覧場所  
和泊町役場耕地課

**鹿児島県告示第327号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）（旧：県営農地整備）（農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理）第二田皆地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和2年3月30日から同年4月24日まで
- 3 縦覧場所  
知名町役場耕地課

## 鹿児島県告示第328号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大和村	平成29年7月10日から 令和元年8月24日まで	地籍図及び地籍簿	大和村大字大和濱の一部	令和 2 年 3 月 17 日

## 鹿児島県告示第329号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島地域振興局長から令和元年8月30日鹿児島県告示第324号で告示した公共測量の実施は、令和2年3月16日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年3月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	薩摩郡さつま町泊野字轟之元6084番2地先から出水市高尾野町柴引字尾塚4152番2地先まで	前	5.0~57.0	9,266.0
			前後	10.8~180.4 10.8~165.8	6,794.0 6,794.0
		出水市高尾野町柴引字尾塚4152番1地先から同市高尾野町柴引字鳥越4015番4地先まで	前	4.1~97.0	4,734.8
			前	11.6~257.0	5,013.0
			前	11.6~257.0	5,013.0
			後	11.6~257.0	5,013.0

## 鹿児島県告示第331号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称  
薩摩川内市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 薩摩川内都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・36号横馬場田崎線

## 3 事業施行期間

令和 2 年 3 月 27 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

薩摩川内市平佐町字窪田，字小牟田，字北牟田及び字稲荷迫地内

## (2) 使用の部分

なし

## 鹿児島県告示第332号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，令和2年度第2次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 募集種目

## (1) 男子

自衛官候補生（陸上要員及び航空要員）

## (2) 女子

自衛官候補生（陸上要員及び航空要員）

## 2 募集期間

## (1) 男子

令和 2 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日まで

## (2) 女子

令和 2 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日まで

## 3 試験期日

令和 2 年 5 月 24 日

## 4 応募年齢

令和 2 年 9 月 1 日において18歳以上

令和 2 年 11 月 30 日において33歳未満の者

## 5 試験場の位置及び名称

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
霧島市国分福島二丁目 4 番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊266番地49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表16314番地 6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地 1	徳之島合同庁舎（国）及び委託病院

## 6 応募手続

応募しようとする者は，志願票に所定の事項を記入の上，住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお，志願票は，各市町村において交付する。

## 鹿児島地域振興局告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
チャイルドスペースあゆみ	日置市伊集院町下谷口1427番地	特定非営利活動法人ワークーズ	東京都豊島区東池袋1-44-3	田嶋 羊子	令和 2 年 3 月 1 日	児童発達支援・放

	2	コープ	池袋 I S P タマビル		課後等 デ イ サ ー ビ ス
--	---	-----	---------------	--	-----------------------------------

## 始良・伊佐地域振興局告示15号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 3 月 27 日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
セカンドプレイス	始良市加治木町木田57番地1	セカンドプレイス株式会社	霧島市国分中央四丁目12番22号	濱田桂太郎	令和元年 7月1日	児童発達支援
共生型放課後等 デイサービス きらきら	霧島市横川町中ノ字岩元5091番地1	株式会社スマイルライフケア	霧島市溝辺町竹子603番地19	永吉るり子	令和元年 7月1日	放課後等 デイサービス

## 始良・伊佐地域振興局告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 3 月 27 日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
短期入所事業所 ジョイントライフ	霧島市隼人町眞孝字新前田2681番	株式会社ジョイントライフ	霧島市国分府中町35番50号	緒方 大地	令和元年 6月1日	短期入所
ジョブアクトハ ナウタ	霧島市国分向花町325番6	合同会社リストアート	霧島市国分湊881番地6	早瀬 幸平	令和元年 6月1日	就労継続 支援B型

## 人事委員会公告

## 鹿児島県職員採用試験公告

令和 2 年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象・短大卒業程度・高校卒業程度）を次のとおり実施する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

## 1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容	
県職員採用 試験（民間 企業等職務 経験者対 象）	行政	知事部局における事務	
	U I タ ー ン 枠	農 業	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
		畜 産	
		農業土木	
		林 業	
		水 産	
		土 木	
保 健 師			
県職員採用	一般事務	知事部局における事務	

試験 (短大 卒業程度)	教育事務	市町村立小・中学校又は教育委員会等における事務
	土 木	知事部局における専門的業務
県職員採用 試験 (高校 卒業程度)	一般事務	知事部局又は教育委員会 (県立学校等を含む。) における 事務
	警察事務	警察本部 (警察署を含む。) における事務
	農業土木	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	林 業	
	土 木	
建 築		

2 受験資格

(1) 次に該当する者 (年齢は令和 3 年 3 月末現在の満年齢)

試験名	受 験 資 格
県職員採用 試験 (民間 企業等職務 経験者対 象)	次の全ての要件を満たす者 ア 昭和 56 年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日までに生まれた者 イ 保健師については、保健師の免許を有する者 ウ 各試験区分において、次に掲げる職務経験を 5 年以上有する者 (ウ) 行政 民間企業等又は鹿児島県外に本庁等所在地を置く公的機関の職務 経験 (イ) U I ターン枠 鹿児島県外に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関 における各専門分野の職務経験
県職員採用 試験 (短大 卒業程度)	平成 5 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者
県職員採用 試験 (高校 卒業程度)	平成 11 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない者 (保健師を除く。)
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象) の「行政」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本庁等所在地を置く公的機関の職員である者 (任期の定めのある職員は除く。)
- カ 県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象) 「U I ターン枠」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関の職員である者 (公的機関において任期の定めのある職員は除く。)

3 試験の方法, 時期及び場所

(1) 第 1 次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
県職員採用 試験 (民間)	令和 2 年 8 月	鹿児島市	行政 S P I 3 (基礎能力試験, 適性検査 (注 1)), 経 験論文試験, エントリー シート (提出書類) (注 2)	令和 2 年 9 月



企業等職務 経験者対象)	16日(日)	東京都	U I タ ー ン 枠	SPI3(基礎能力試験, 適性検査(注1)), 専 門試験, エントリーシ ート(提出書類)(注2)	11日(金)
県職員採用 試験(短大 卒業程度)	令和2年9月 27日(日)	鹿児島市	教養試験, 専門試験, エント リーシート(提出書類)(注 2)		令和2年10月 5日(月)
県職員採用 試験(高校 卒業程度)			教養試験, 専門試験(注3), エントリーシート(提出書 類)(注2)		

(注1) 適性検査の結果は、第2次試験の対象者のみ、第2次試験で実施する適性検査の結果と併せて面接試験の参考とする。

(注2) エントリーシートは、第2次試験の面接試験においても使用する。

(注3) 専門試験は、農業土木、林業、土木、建築で実施。

(2) 第2次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
県職員採用 試験(民間 企業等職務 経験者対 象)	令和2年10月 上旬から中旬	鹿児島市	面接試験, 適性検査	令和2年10月 下旬
県職員採用 試験(短大 卒業程度)	令和2年10月 下旬から11月 上旬		論文試験(注1), 専門試験 (注2), 面接試験, 適性検 査	令和2年11月 中旬
県職員採用 試験(高校 卒業程度)			作文試験, 面接試験, 適性検 査	

(注1) 論文試験は、一般事務及び教育事務で実施。

(注2) 専門試験は、土木で実施。

4 受験申込手続等

(1) 次のうち、いずれかの方法で申し込むこと。

ア インターネットによる受験申込み

	県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象)	県職員採用試験 (短大卒業程度)	県職員採用試験 (高校卒業程度)
申込受付期間	令和2年6月29日(月)午前8 時30分から7月15日(水)午後 5時15分までに鹿児島県電子申 請共同運営システムのサーバー に到達したもの。	令和2年8月5日(水)午前8時30分 から同月19日(水)午後5時15分ま でに鹿児島県電子申請共同運営シ ステムのサーバーに到達したもの。	
受験申込方法	鹿児島e(い)申請(鹿児島県電子申請共同運営システム)において、 必要な事項を入力し、申し込むこと。		

イ 郵送又は持参による受験申込み

	県職員採用試験 (短大卒業程度)	県職員採用試験 (高校卒業程度)
受験申込書 配布開始日	令和2年6月30日(火)	
申込受付期限	令和2年8月5日(水)から同月21日(金)まで	

受験申込書の 配 布 先	鹿児島県人事委員会事務局，県の各地域振興局総務企画部，各支庁総務企画部及び県外事務所等。ただし，郵送での請求は，鹿児島県人事委員会事務局のみで受け付ける。
受験申込方法	ア 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 イ 郵送の場合は，必ず簡易書留郵便にすること。
受 験 申 込 先	鹿児島県人事委員会事務局総務課

(2) 受験申込みは，一試験につき一試験区分に限る。

(3) 受験申込書の受理後における試験区分及び試験地の変更は認めない。

#### 5 採用候補者名簿の作成方法

(1) 最終合格者は，試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は，名簿確定の日から原則として1年間である。

#### 6 給与

##### (1) 県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）

給与は，鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば，例えば，採用時の年齢が30歳で，大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合，給料月額250,000円程度が支給される。このほか，通勤手当，住居手当，超過勤務手当，期末手当，勤勉手当等が，それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

##### (2) 県職員採用試験（短大卒業程度及び高校卒業程度）

給与は，鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば，行政職給料表では，基準となる給料月額は下表のとおりとなり，職務経歴等のある場合には，この額に一定の基準で加算されることがある。このほか，通勤手当，住居手当，超過勤務手当，期末手当，勤勉手当等が，それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

短大卒業程度	163,600円
高校卒業程度	151,000円

#### 7 その他

各試験の詳細については，別に試験案内を交付する。

#### 8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（直通）099-286-3893，099-286-3894

## 公安委員会公告

### 警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により，警備員又は警備員になろうとする者に対し，警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で，次のとおり実施する。

令和2年3月27日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

#### 1 検定の種別及び級の区分

(1) 貴重品運搬警備業務1級

(2) 貴重品運搬警備業務2級

#### 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 貴重品運搬警備業務1級

令和2年6月26日（金）午前9時から午後5時まで

イ 貴重品運搬警備業務2級

令和 2 年 6 月 27 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部

(3) 受検定員

いずれの検定も 30 人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 2 年 5 月 11 日（月）から同月 22 日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 提出書類

ア 貴重品運搬警備業務 1 級

(ア) 検定規則に規定する検定申請書 (別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。) 1 通

(イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル, 横の長さ 2.4 センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (県内に居住する場合に限る。) 1 通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面 (県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で, 受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。) 1 通

(オ) 貴重品運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書及び当該合格証明書の交付を受けた後, 貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 (3 の(1)に該当する場合に限る。) 1 通

(カ) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し (3 の(2)に該当する場合に限る。) 1 通

イ 貴重品運搬警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル, 横の長さ 2.4 センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (県内に居住する場合に限る。) 1 通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面 (県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。) 1 通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が県内に居住する場合におけるその者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること (受検者本人以外による申請, 郵送等による申請は認めない。)

6 検定手数料

貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級ともに, 16,000 円 (16,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。)

なお, 検定申請書を受け付けた後は, 検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は, 実技試験の前に行い, 学科試験に合格しなかった者に対しては, 実技試験は行わない。

なお, 実技試験においても, 合格点に達しないことが明らかになった場合は, その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し, 以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては, 筆記用具, 室内用運動靴及び雨着 (雨天時のみ) を持参すること。

(3) 合格者発表は, 検定当日, 検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日, 合格者に対しては検定規則第 11 条に規定する成績証明書を交付する。

8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110 (内線 3032・3033)

**鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第 1 - 1 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

**1 指示の内容**

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。

ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合は、この限りではない。

なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。

**2 指示の期間**

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

**内水面漁場管理委員会告示****鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第 1 - 1 号**

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る令和 2 年 3 月 27 日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第 1 - 1 号（コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示）に基づく水域を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

- 1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 2 肝属川水系の本流及び支流（ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。）
- 3 思川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流（ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。）
- 5 天降川水系の本流及び支流
- 6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 7 和田川水系の本流及び支流
- 8 新川（鹿児島市）水系の本流及び支流
- 9 甲突川水系の本流及び支流
- 10 八房川水系の本流及び支流
- 11 神之川水系の本流及び支流
- 12 新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流